

記者発表資料

令和2年4月17日

件名

緊急事態宣言をうけての市内幼保施設の対応について

内容

下記のとおり、市内幼保施設の対応を決定しましたので、お知らせします。

1 期間

令和2年4月20日（月）から令和2年5月6日（水）まで

2 対応内容

(1) 保育所（2，3号認定）公立4園、私立8園

感染拡大防止の観点から、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、園児の登園を控えるよう要請する。

(2) 幼稚園（1号認定）公立1園、私立4園

休園とする。

ただし、保育の必要性の認定を受けている児童（新2号認定）で、保護者が仕事を休めない場合は預かり保育を実施する。

(3) 認定こども園（1～3号認定）私立1園

1号認定については、幼稚園と同様の対応とする。

2，3号認定については、保育所と同様の対応とする。

(4) その他

上記期間中の延長保育、ホリデイ保育、一時預かりは、原則実施しないこととする。

※1号認定 満3歳以上で学校教育を受ける児童

2号認定 満3歳以上で保育を必要とする児童

3号認定 満3歳未満で保育を必要とする児童

問い合わせ先

光市子ども家庭課保育係

担当 豊田 龍治

電話 0833-74-3005

FAX 0833-74-3071